

第3項 気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先

各気象特別警報・警報・注意報の種類ごとの伝達先は次の表のとおりとする。

機 関		大雨 注意報	洪水 注意報	高潮 注意報	大雨 警報	洪水 警報	高潮 警報	大雨 特別 警報	高潮 特別 警報	津波 注意報	津波 警報	津大 津波 特別 警報
山口県 (県庁)	防災危機管理課 (消防保安課)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	監理課				○	○	○	○	○	○	○	○
	技術管理課				○	○	○	○	○	○	○	○
	道路整備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	道路建設課				○	○	○	○	○			○
	都市計画課				○	○	○	○	○			○
	砂防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	港湾課			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅課				○	○	○	○	○			○
	農林水産政策課			※	○	○	○	○	○	○	○	○
農村整備課			※	○	○	○	○	○	○	○	○	
漁港漁場整備課			※	※	※	○	○	○	○	○	○	
山口県 (出先 機関)	土木建築事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ダム管理事務所	○	○		○	○		○				
	港湾管理事務所			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口宇部空港事務所			※	※	※	○	○	○	※	○	○
	農林水産事務所			※	○	○	※	○	○	○	○	○
	下関農林事務所											
農林水産事務所 下関水産振興局			※	※	※	○	○	○	○	○	○	
水防管理団体(市町)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ため池管理者					○	○		○	○			

※は主管部長が必要に応じ配備を命ずる。

第5節 水位、雨量等の連絡系統

第1項 水位、雨量の情報収集及び連絡

1 雨量、水位、ダム諸量の把握

各土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。

河川課は、水位、雨量の状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

また、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量、総放流量その他のダムの状況に関する諸量を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道機関その他の関係機関へ連絡する。

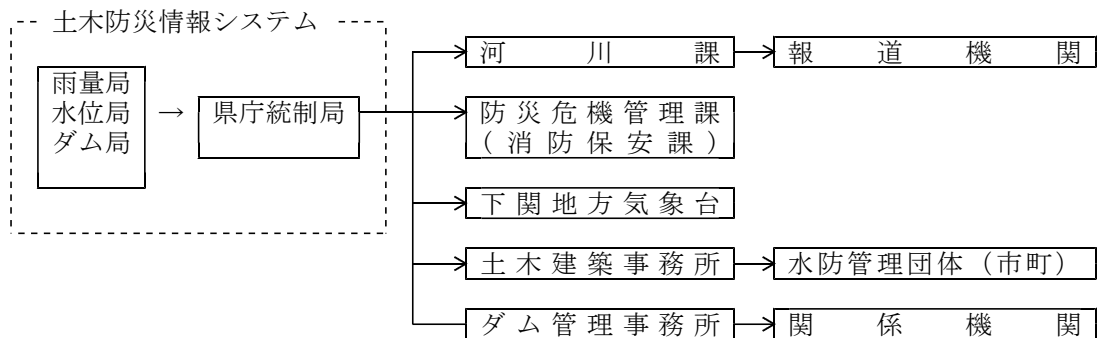
◇参照 水位観測所一覧表 付表7

雨量観測所一覧表 付表8

2 土木防災情報システムによる情報の提供

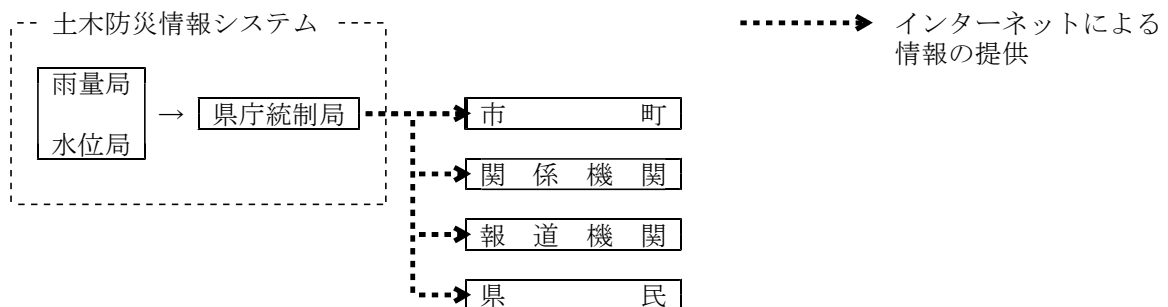
土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

- 3 雨量、水位の連絡系統
雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



佐波川ダム管理事務所→国土交通省山口河川国道事務所
 小瀬川ダム管理事務所→国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所
 厚東川ダム管理事務所→企業局厚東川工業用水道事務所
 菅野ダム管理事務所→企業局東部発電事務所
 木屋川ダム管理事務所→企業局西部利水事務所
 阿武川ダム管理事務所→中国電力佐々並川ダム
 阿武川ダム管理事務所→中国電力生雲ダム

- 4 雨量、水位の情報連絡系統
雨量、水位の情報連絡系統は次の図のとおりとする。



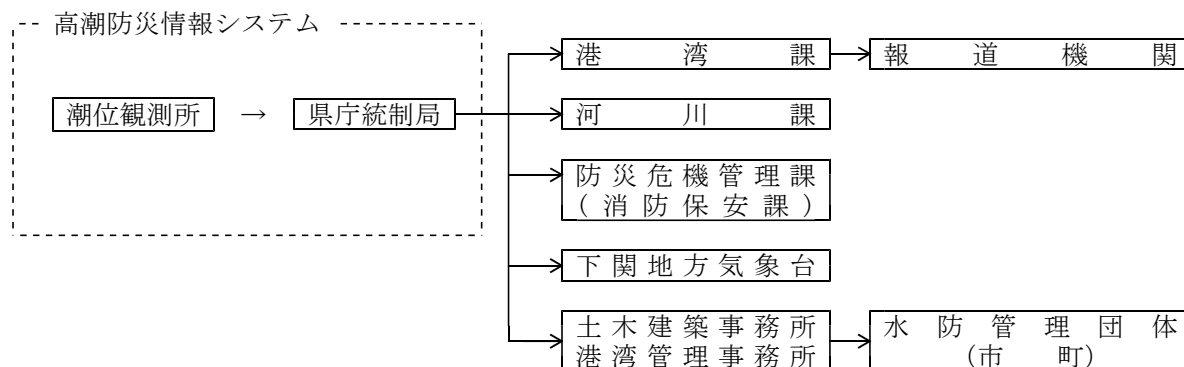
第2項 潮位の情報収集及び連絡

- 1 潮位の観測及び通報
高潮警報・注意報が発表された場合にあつては、土木建築事務所及び港湾管理事務所は、高潮防災情報システムにより潮位の情報を集め、必要に応じて市町へ通報する。
港湾課は、潮位の状況を取りまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関へ連絡する。
- 2 高潮防災情報システムによる情報の提供
高潮防災情報システムを通じて、潮位、風向、風速の情報を市町、関係機関、報道機関及び県民に提供するものとする。

◇参照 潮位観測所一覧表 付表9
風速計一覧表 付表11

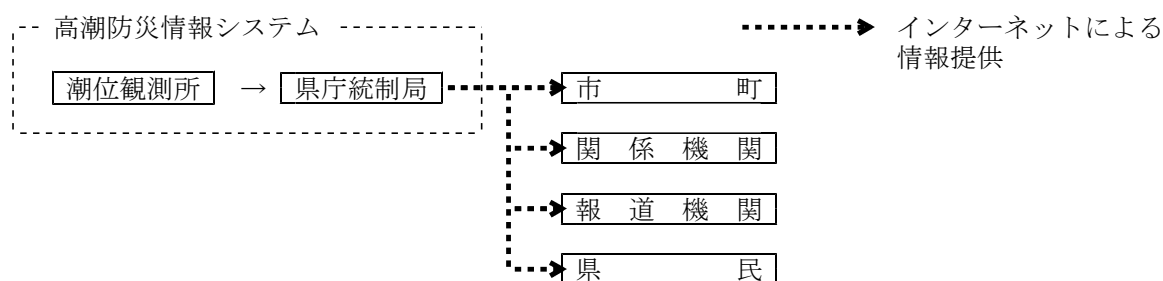
3 潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。



4 潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統次の図のとおりとする。



第6節 水防用備蓄器具、資材の整備、確保

第1項 土木建築事務所の水防用備蓄器具、資材

1 備蓄器具、資材の使用

土木建築事務所の水防用備蓄器具及び資材は付表2のとおりであり、その使用については関係水防管理者の要請により、土木建築事務所長が決定するものとする。

◇参照 水防用輸送設備、備蓄器具、備蓄資材一覧表 付表2

2 備蓄器具、資材の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充し、又は修理し、緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

3 備蓄器具、資材の応援

土木建築事務所長は、緊急水防を要する他の土木建築事務所から器具、資材の応援を求められたときは、当該土木建築事務所長と水防緊急度について協議し、その必要を認めたときは、器具及び資材の応援流用を行うものとする。